

## 令和8年度 あん摩マッサージ指圧の療養費改定とそのポイント

### 1. 施術に関連する療養費改定

以下の内容は、主に令和8年6月5日 保発0605第8号にもとづいています。

#### 1) 施術料の見直し

マッサージを行った場合、1局所につき20円引き上げられ、470円（最大5局所）となります。

局所数	旧料金	新料金	増減
1局所	450円	470円	+20円
2局所	900円	940円	+40円
3局所	1,350円	1,410円	+60円
4局所	1,800円	1,880円	+80円
5局所	2,250円	2,350円	+100円

#### 2) 訪問施術料見直し

訪問施術料は基本の施術料の引き上げと同様に、1局所20円の引き上げで見直されています。大きく変わったのは、区分の改定です。

今まで10人以上は訪問施術料4でひとくくりでしたが、訪問施術料4は10～19人、20人以上は新設された訪問施術料5として算定されます。

区分	人数	1局所		2局所		3局所		4局所		5局所	
		旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金
訪問1	1人	2,750円	2,770円	3,200円	3,240円	3,650円	3,710円	4,100円	4,180円	4,550円	4,650円
訪問2	2人	1,600円	1,620円	2,050円	2,090円	2,500円	2,560円	2,950円	3,030円	3,400円	3,500円
訪問3	3～9人	910円	930円	1,360円	1,400円	1,810円	1,870円	2,260円	2,340円	2,710円	2,810円
訪問4	10～19人	新設	620円	新設	1,090円	新設	1,560円	新設	2,030円	新設	2,500円
訪問5	20人以上	新設	540円	新設	1,010円	新設	1,480円	新設	1,950円	新設	2,420円
増減		+20円		+40円		+60円		+80円		+100円	

出張専門の施術者が施設等に対する訪問施術を行う場合に、通所の施術料と訪問施術料を混在して算定する場合があります。その場合の訪問施術料の区分は、施術した人数で決定するように注意してください。なお通所の施術料と訪問施術料1をそれぞれ1人ずつ算定する場合以外は、当てはまりません。（令和8年6月5日保医発0605第3号）

### 3) 逡減に関する見直し

「逡減」とは、一定の条件を超えると料金が段階的に減ってゆく仕組みのことです。今回の改定において非常に重要なポイントとなります。

#### (1) 月16回以降の施術に対する逡減

マッサージにおいては、月内において16回目より通所の施術料、訪問施術料、変形徒手矯正術、温電法料（電気光線器具を使用した場合を含む）の料金を50%で算定します。

#### ① 施術に関する逡減のルール

対象項目	逡減条件	算定額	改定前	備考
施術料（通所）	月16回以降の施術	50%	なし	新設
訪問施術料1～5	月16回以降の施術	50%	なし	新設
温電法（電気光線器具使用を含む）	月16回以降の施術に併施する場合	50%	なし	新設
変形徒手矯正術	月16回以降の施術において実施する場合	50%	なし	新設

#### ② 通所施術料

局所数	料金	逡減後
1局所	470円	235円
2局所	940円	470円
3局所	1,410円	705円
4局所	1,880円	940円
5局所	2,350円	1,175円

#### ③ 温電法

施術数	区分	料金	逡減後
1回	温電法	180円	90円
	温電法・電気光線	300円	150円
2回	温電法	360円	180円
	温電法・電気光線	600円	300円
3回	温電法	540円	270円
	温電法・電気光線	900円	450円
4回	温電法	720円	360円
	温電法・電気光線	1,200円	600円
5回	温電法	900円	450円
	温電法・電気光線	1,500円	750円

#### ④ 変形徒手矯正術

施術数	料金	逡減後
1肢	470円	235円
2肢	940円	470円
3肢	1410円	705円
4肢	1880円	940円

#### ⑤ 訪問施術料

区分	人数	1局所		2局所		3局所		4局所		5局所	
		料金	逡減後	料金	逡減後	料金	逡減後	料金	逡減後	料金	逡減後
訪問1	1人	2,770円	1,385円	3,240円	1,620円	3,710円	1,855円	4,180円	2,090円	4,650円	2,325円
訪問2	2人	1,620円	810円	2,090円	1,045円	2,560円	1,280円	3,030円	1,515円	3,500円	1,750円
訪問3	3～9人	930円	465円	1400円	700円	1,870円	935円	2,340円	1,170円	2,810円	1,405円
訪問4	10～19人	620円	310円	1090円	545円	1,560円	780円	2,030円	1,015円	2,500円	1,250円
訪問5	20人以上	540円	270円	1010円	505円	1,480円	740円	1,950円	975円	2,420円	1,210円

## (2) 同一施設に対する訪問施術の集中に対する逓減（訪問施術料4、5を算定する施術所が対象）

訪問施術料4、5を算定する施術所で、一月当たりの同一施設に対する訪問施術の集中率（訪問施術料の算定回数）が90%以上である場合は、その施設で行う施術に対するすべての料金（一連の施術に関連して算定される全ての料金）に対して、80%で算定することになります。

出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合がありますが、その算定回数も集中率の計算に含まれます。

算定回数は、施術したのべ患者数と同じになりますので、一月間ののべ訪問患者数の90%が一施設に集中していた場合に、この逓減ルールが適応されます。

施術に対する料金（逓減対象）	施術ではない料金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問施術料4・5</li> <li>・ 温罨法料（電気光線器具の使用を含む）</li> <li>・ 変形徒手矯正術</li> <li>・ <u>出張専門の場合の施術料</u></li> <li>・ 特別地域加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 往療料</li> <li>・ 明細書発行加算</li> <li>・ 施術報告書交付料</li> </ul>

※保発の文章中で逓減対象および非対象は明文化されていないため、療養費支給様式からの解釈です。表の左に記載している区分は様式で「施術料」に含まれているもので、右は含まれていないものです。今後、疑義照会で明確化される可能性があります。該当する可能性がある場合は、保険者への照会をおすすめいたします。

## 2. 施術以外の改定と留意事項

### 1) 明細書発行の義務化と発行加算の新設

令和8年6月5日 保医発0605第4号および9号の内容にもとづいています。

正当な理由がない限り、一部負担金の支払いを受ける際に領収証及び施術の内容のわかる明細書を無償で交付することが義務付けられ、無償発行した場合に明細書発行加算として10円を算定できます。1か月のまとめ発行については、訪問の場合は従来通り可能とし、通所の場合は患者の求めに応じて行いますが、患者の意向を文書（4号の別紙様式5）で確認することが必要です。なお、タブレットなどを用いた電磁的な提示、署名そして保存については認められます。

明細書を交付している場合は、患者または患者の家族への毎月の療養費請求申請書の写し交付は免除されます。

### 2) 健康保険事業の健全な運営の確保

令和8年6月5日保医発0605第3号の内容にもとづいています。

#### (1) 自己施術や自家施術については療養費の支給対象外である。

今回、支給対象外であることが明確化されました。自家施術の範囲に付いては、「あん摩マッサージ指圧師による家族に対する施術、あん摩マッサージ指圧師による関連施術所の開設者・従業員

に対する施術」と明文化されています。民法において親族の規定はありますが「家族」の規定がないため、「生活を共にする者」を指すのか、近い親等の者を指すのか従業員や開設者の家族まで含めるのか不明瞭です。今後、疑義照会にて明確になることが望まれます。

## (2) 経済的な利益提供や違法広告による患者誘引の禁止

経済的な利益提供やあはき法や広告ガイドラインに抵触する違法な広告によって患者を誘引する行為の禁止が明文化されています。

## (3) 訪問施術の適正運用

① 施術所 → 施設・集合住宅・請求代行業者への「金品<sup>\*</sup>提供による患者紹介」は支給対象外

② 施術所 → 医療機関・医師への「金品提供<sup>\*</sup>による同意書・診断書の取得」は支給対象外

※①②の金品を指すものは、「いわゆる紹介料その他の経済上の利益」とされ、「経済上の利益」は、金銭、物品、便益、労務、饗応（飲食、接待）などを指しています。

③ 施術所と事業者が特別な関係にある場合は、支給対象外

施術所と訪問先の施設が特別な関係がある場合は、療養費の支給対象外となると明文化されています。次のような場合には、「特別な関係」に該当する可能性があり注意が必要です。

### 特別な関係の判断基準

- ・訪問先施設の経営者・代表者が自分（または家族・親族）である。
- ・訪問先施設と同じグループ会社・関連会社が施術所を運営している。
- ・訪問先施設とフランチャイズ契約・コンサル契約を結んでいる。
- ・訪問先施設との間に金銭の授受・紹介料等の関係がある。
- ・訪問先施設と共同で患者・利用者の募集を行っている。
- ・訪問先施設に利用者を斡旋・紹介している。

詳細は、「別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第1章 通則」を参照してください。お歳暮や接待も「経済上の利益」と判断される可能性がありますので注意してください。

## (4) 同意書に係る取り扱いの明確化

オンライン診療で同意書は交付できないことが、明確化されました。そして同意書の訂正については、作成した保険医によるものであることを明確化するため、保険医が二重線および署名あるいは訂正印をもって訂正することとルール付けされました。

同意書のあり方については、令和8年度の改定を話し合う「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」において、「支給基準と同意書」についての議論があり、同意書に「医師の所見や処置」などを盛り込む提案もなされました。同意書交付の経緯について医師や患者に対しての照会がたかまる可能性もあり、同意書交付の経緯については注意する必要性を感じます。

## 5) 訪問施術に関するルールの明確化

①療養費の支給対象外になるケースが明確化されました。

2) (3) を参照

②施術所と施設や医療機関、そして関連業者との特別な関係が明確化されました。

2) (3) を参照

③訪問マッサージにおける「通所料金算定不可」と例外が明確化されました。

マッサージの訪問施術において、訪問施術料を算定せずに「通所料金」を算定することを認めないことが明確化されました。そして例外として、出張専門の施術者で、同意書に「訪問又は往療を必要としない」と記載されている場合は適応されないと例外も記載されました。

④出張専門施術者による通所と訪問施術が混在するときのルールが設定されました。

1. 2) を参照

## (6) 1日あたりの施術回数の明確化

マッサージの施術について、通所施術および訪問施術の療養費は疾病の種類、疾病の数及び局所数にかかわらず1日に1回限りの支給であることが明確化されました。

### Web ひーりんぐマガジン 第20号

---

Vol.20-1	令和八年度療養費改定とその背景 ～ 適正運用と持続可能な業界づくり ～
Vol.20-2	柔道整復 療養費改定のポイント
<b>Vol.20-3</b>	<b>あん摩マッサージ指圧 療養費改定のポイント</b>
Vol.20-4	はり・きゅう 療養費改定のポイント
付録1	柔道整復療養費早見表
付録2	あん摩マッサージ指圧療養費早見表
付録3	はり・きゅう療養費早見表

---

2026年 © ひーりんぐマガジン編集部